

令和8年度 天塩町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要

どんな世帯が 対象なの？	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①令和8年3月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ^(注) の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯	
どんな費用が 対象なの？	・新居の住居費	㉞新居の購入費・リフォーム費用 ㉟新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
	・新居への引越費用	㉡引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を 受けられるの？	㉞～㉡を合わせて1世帯あたり上限30万円です。 ※29歳以下のご夫婦は上限60万円です。	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、 <u>直接申請</u> してください。	



【お問合せ先】
名称：天塩町 福祉課福祉係
住所：天塩町新栄通8丁目
電話番号：01632-2-1728